

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 5 年 9 月 25 日

札幌市長 秋元 克広 印



記

1 契約担当部局

郵便番号 060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市経済観光局産業振興部経済企画課庶務係 (011-211-2352)

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 札幌市における産業振興拠点調査検討業務
- (2) 調達案件の仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和 6 年 3 月 15 日まで
- (4) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 令和 4 ～ 7 年度度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、本店所在地が「市内」、業種が「一般サービス業」の「情報サービス、研究・調査企画サービス業」かつ令和 5 ・ 6 年度札幌市競争入札参加資格者名簿(工事・建設関連サービス・道路維持除雪)において、本店所在地が「市内」、業種が「建設関連サービス業」の「建設関連調査サービス業」に登録されている者。
- (3) 告示日より過去 2 年間に本市その他官公庁等との契約において履行実績があり、当該役務の提供が十分に可能な者。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成 14 年 4 月 26 日付財政局理事決裁)の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記 1 及び札幌市経済観光局のホームページ
<http://www.city.sapporo.jp/keizai/keiyaku/chosakento.html> で入手できる。
- (2) 入札の日時及び場所
令和 5 年 10 月 2 日(月) 11 時 00 分
札幌市役所本庁舎 15 階 経済観光局北西会議室(札幌市中央区北 1 条西 2 丁目)
- (3) 開札
入札終了後直ちに上記(2)の場所にて行う。
- (4) 入札書の提出方法
上記(2)の指定日時及び場所において、持参又は送付により提出すること。なお、上記 1 あてに

令和5年10月2日(月)9時30分(必着)までに提出すること。

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

ア 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする

(7) 詳細は入札説明書による。